

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

2021年3月22日

当事務所では、世界的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う緊急事態宣言を受け、全面的な在宅勤務を実施しておりましたが、日本国内における宣言の解除を受けて、3月22日（月）より、段階的に事務所での業務を再開いたします。

もっとも、感染再拡大へ備え、引き続き出勤者を減らすなどの対応をとるとともに、今後の状況に応じて柔軟に対応していく予定でございます。このような状況のため、お電話がつながりにくい可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX 等につきましてはタイムリーに確認できない場合がございます。予めご了承ください、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますよう併せてお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上